

放送法及び電波法に係る外資規制の実効性を確保する観点から、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社等の外資規制への適合状況の確認に係る規定を整備する。主な改正の内容は、次のとおり。

1 資料の提出に関する制度の整備<放送法施行令>

(1) 認定基幹放送事業者

総務大臣が資料の提出を求めることができる事項として、次を追加

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合（外資比率）に関する事項

(2) 認定放送持株会社

ア 総務大臣が資料の提出を求めることができる事項を定める区分として、認定放送持株会社を追加

イ 当該資料の提出を求めることができる事項として、次を規定

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合（外資比率）に関する事項

2 申請書及び添付書類等の様式等の変更<放送法施行規則・無線局免許手続規則>

(1) 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備

衛星基幹放送の業務の認定等に係る書類における、外国法人等が占める議決権に関する記載等の精緻化

(2) 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

議決権の数を株式の種類ごとに分類・整理し、外資比率の計算に当たって分母となる議決権の総数等の計算過程を可視化